

令和3年第4回
久御山町教育委員会定例会
議事録

令和3年 第4回久御山町教育委員会定例会 議事録

1. 招集年月日 令和3年4月21日
2. 招集の場所 久御山町役場会議室23
3. 開 会 令和3年4月21日 午前10時開会 宣告
4. 出席委員 内 田 智 子
寺 井 恵太郎
豊 田 美 幸
阿 部 拓 児
田 口 賀 彦
5. 職務のため出席した者の職氏名
教 育 次 長 田 井 稔
学校教育課長 星 野 佳 史
社会教育課長 森 本 智 代
社会教育課長補佐 高 田 浩 史
指 導 主 事 小 川 伸 二
書 記 奥 小 苗
6. 付議案件
議案第8号 御牧小学校学校運営協議会委員の任命について
議案第9号 佐山小学校学校運営協議会委員の任命について
議案第10号 東角小学校学校運営協議会委員の任命について
議案第11号 久御山中学校学校運営協議会委員の任命について
議案第12号 こども園評議員の委嘱について
議案第13号 社会教育委員の委嘱について
議案第14号 文化財保護審議会委員の委嘱について
7. 会議の経過
午前10時 開会

○内田教育長 ただいまから令和3年第4回久御山町教育委員会定例会を開催いたします。その前に、お許しをいただき自己紹介とご挨拶をさせていただきます。改めまして、4月1日付けで久御山町教育委員会教育長を拝命いたしました内田智子です。どうぞよろしくお願ひいたします。私は、教員として20年にわたって久御山町の子どもたちの教育に関わってまいりました。これからは教育長として、久御山町が掲げる学びと文化の町づくりのために、地域の宝である子どもたちが自らの夢の実現を果たせるように生きる力を育むこと、そして生涯学習のタウンキャンパス計画を推進して町に対する住民の誇りと郷土愛を育むことを柱に据えて教育行政に全力で取り組んで参りたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。また、教育委員の皆様には、活発な教育委員会の運営に向けてご協力のほどよろしくお願ひいたします。さて、ニュースで報道されていますとおり、京都府は4月12日から5月5日までまん延防止等重点措置を

実施しております。当初の校園長会議において、危機管理について再度点検の見直しを図るよう指示をいたしました。特に、中学校におけるクラブ活動につきましては、京都府の要請に基づき、原則、自校生で校内のみ、2時間以内、宿泊禁止等、感染防止対策を徹底することを指示いたしました。また、本年度の町立小・中学校の校外活動や儀式的行事につきましては、感染対策を講じた上で実施する所存でございますが、この状況下でありますので、中学校の修学旅行については、延期をさせていただきました。7園校とも新年度を迎えたばかりですので、子どもたちや保護者の不安が高まらないように様々な方法を使って情報発信を行うとともに、信頼関係の構築を図って参りたいとおもいますので、よろしくお願ひします。続いて、社会教育課分です。5月5日まですべての社会教育施設は午後9時までの開館となっております。また、5月26日に予定されております東京2020オリンピック聖火リレーにつきましては、現段階では予定通り実施いたします。以上の内容につきましては、今後の状況に応じて迅速に対応して参りますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。それでは、委員会を進めさせていただきます。それでは、委員会を進めさせていただきたいと思ひます。なお、令和3年第3回の議事録でございますが、本日までに作成できなかったため、次回の定例会にて本日の議事録と併せて承認をいただきたいと思ひますので、ご了承いただきますようよろしくお願ひします。それでは、2の報告事項より、(1)「久御山町教育委員会教育長の任命について」、事務局より報告願ひます。

○田井教育次長 委員の皆様におかれましては、既にご存じのとおり、令和3年4月1日付けで、信貴町長から、内田教育長が任命されましたことをご報告いたします。任期は、令和3年4月1日から9月30日までの6箇月間です。

○内田教育長 ただ今の報告事項について、ご質問等はございませんか。

○委員一同 はい。

○内田教育長 無いようなので、次の(2)「教育長職務代理者の指名について」、事務局より説明願ひます。

○田井教育次長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」と規定されております。教育長が教育委員の中から指名することとされておりますので指名をお願ひします。

○内田教育長 それでは、寺井教育委員に引き続き、教育長職務代理者として、指名し、お願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。以上で報告を終わります。それでは、議事に移ります。議案第8号、『御牧小学校学校運営協議会委員の任命について』を議題といたします。事務局より説明を求めます。

○星野学校教育課長 失礼いたします。学校運営協議会については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づき、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として設置に努めるものでございます。委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関しその必要な事項については久御山町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則に定めているところでございます。当該規則第5条で「委員」について規定しており、協議会の委員は15名以内とし、地域の住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者、学識

経験者、学校関係者、その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が任命することとしていることから、このたび議案として上程するものです。なお、本町の学校運営協議会委員の任期は1年となっております。次のページをお開きください。御牧小学校学校運営協議会の新体制の案でございますが、13名の推薦の提出がございました。新任の方は、7番の片岡さん、8番の上島さん、9番の東山さん、13番の神村教頭先生です。以上、説明いたします。

○内田教育長 説明が終わりました。質疑はございませんか。

○委員一同 はい。

○内田教育長 それでは質疑もないようですので、議案第8号につきまして採決をいたします。ご異議ございませんか。

○委員一同 はい。

○内田教育長 異議なしと認めます。それでは、議案第8号につきまして可決されました。続きまして、議案第9号、『佐山小学校学校運営協議会委員の任命について』を議題いたします。事務局より説明を求めます。

○星野学校教育課長 先ほどの議案第8号同様、今度は佐山小学校の学校運営協議会委員の任命についてです。次のページをお開きください。佐山小学校学校運営協議会の新体制の案でございますが、15名の推薦の提出がございました。新任の方は12番の渡辺さん、14番の小野さん、15番の奥野さんです。以上、説明いたします。

○内田教育長 説明が終わりました。質疑はございませんか。

○田口委員 はい。

○内田教育長 はい、田口委員。

○田口委員 御牧小学校については教頭先生が入っておられたんですが、佐山小学校の場合、入っておられませんが大丈夫ですか。

○星野学校教育課長 先ほどご説明いたしましたとおり、地域の住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者、学識経験者、学校関係者、その他教育委員会が適当と認める者の中で15名ということになりますので、必ずしも教頭先生が入るといような取り決めはございません。

○内田教育長 他に質疑はございませんか。

○委員一同 はい。

○内田教育長 それでは質疑もないようですので、議案第8号につきまして採決をいたします。ご異議ございませんか。

○委員一同 はい。

○内田教育長 議案第9号については、可決いたしました。続きまして、議案第10号、『東角小学校学校運営協議会委員の任命について』を議題いたします。事務局より説明を求めます。

○星野学校教育課長 次に、東角小学校の学校運営協議会委員の任命についてです。東角小学校学校運営協議会の新体制の案でございますが、14名の推薦の提出がございました。新任の方についてです。12番の重松さんは、PTAの本部役員の方で

す。13番の廣瀬さんも同じくPTA本部役員です。14番の北尾さんは、とうずみこども園のPTA会長です。以上、説明といたします。

○内田教育長 はい、説明が終わりました。質疑はございませんか。

○委員一同 はい。

○内田教育長 それでは質疑もないようですので、議案第10号につきまして採決をいたします。ご異議ございませんか。

○委員一同 はい。

○内田教育長 議案第10号については、可決いたしました。続きまして、議案第11号、『久御山中学校学校運営協議会委員の任命について』を議題といたします。事務局より説明を求めます。

○星野学校教育課長 次に、久御山中学校の学校運営協議会委員の任命についてです。次のページをお開きください。久御山中学校学校運営協議会の新体制の案でございますが、7名の推薦の提出がございました。新任の方は中村さんで、中学校のPTA会長です。以上、説明といたします。

○内田教育長 説明が終わりました。質疑はございませんか。

○田口委員 はい。

○内田教育長 はい、田口委員。

○田口委員 大宮委員が御牧小学校と重なっておられますが、了承をいただいているのですか。

○星野学校教育課長 委員を任命するにあたっては、ご本人の意向を確認したうえで、規則の規定上は兼ねることはできないとは記載されておりませんので、ご本人の承諾を得たうえで推薦されています。

○内田教育長 議案第10号につきまして採決をいたします。ご異議ございませんか。

○委員一同 はい。

○内田教育長 ないようでありますので、議案第11号については、可決いたしました。続きまして、議案第12号、『こども園評議員の委嘱について』を議題といたします。事務局より説明を求めます。

○星野学校教育課長 次に、こども園評議員の委嘱についてです。こども園評議員については、久御山町立認定こども園運営規則に基づき、こども園運営に関しご意見をいただくため、教育委員会の承認を得て設置しているものです。当該規則第13条で「評議員」について規定しており、定員に関する規定はなく、当該こども園の職員以外の者で教育・保育に関する理解及び識見を有する者のうちから、こども園長の推薦により教育委員会が委嘱することとしていることから、このたび議案として御意見を求めるものです。久御山町立こども園評議員の新体制の案でございますが、ご覧のと通りの推薦の提出がございました。新任の方は、みまきこども園では戸田さん、さやまこども園は皆様新任の方で、とうずみこども園は田村さんです。以上、説明といたします。

○内田教育長 はい、説明が終わりました。質疑はございませんか。

○豊田委員 はい。

○内田教育長 はい、豊田委員。

○豊田委員 経歴を拝見していますと、皆さん保育に携われてきた方の方ですが、とうずみこども園に地元住民の方がおられますが、偏りは生じませんか。

○田井教育次長 こちらの住民の方につきましては、地域のことに熱心に取り組んでいただいておりますので、今年度も引き続き推薦されました。3園とも偏りが無いように取り組んで参ります。

○内田教育長 議案第12号を採決します。ご異議ございませんか。

○委員一同 はい。

○内田教育長 ないようでありますので、議案第12号については、可決いたしました。続きまして、議案第13号、『社会教育委員の委嘱について』を議題といたします。事務局より説明を求めます。

○高田社会教育課長補佐 この度、任期満了に伴う社会教育委員の委嘱でございます。任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までです。社会教育法第15条第1項の規定により、本町に社会教育委員を置いております。委員の定数は12名で、任期は2年です。社会教育法第15条第2項の規定により、本町の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱いたします。お手元の委員候補者名簿には、12名を挙げさせていただいております。平野さん、稲村さん、兵藤さんにつきましては、新たにご協力を考えております候補者の方です。以上です。

○内田教育長 はい、説明が終わりました。質疑はございませんか。

○委員一同 はい。

○内田教育長 それでは質疑もないようですので、議案第13号につきまして採決をいたします。ご異議ございませんか。

○委員一同 はい。

○内田教育長 異議なしと認めます。議案第13号については、可決いたしました。続きまして、議案第14号、『文化財保護審議会委員の委嘱について』を議題といたします。事務局より説明を求めます。

○高田社会教育課長補佐 久御山町文化財保護条例に基づき文化財保護審議会委員を設置しております。地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会に文化財保護審議会を設置、委員は10名以内で、任期は2年です。教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、教育委員会に答申又は建議するということでございます。今回の任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までです。候補者名簿につきましては、従前と同じく7名のお名前を挙げておりますが、今回7名のうち、西岡さんと大宮さん新任の方お二人を加えまして、意見を賜ろうと考えております。以上です。

○内田教育長 はい、説明が終わりました。質疑はございませんか。

○委員一同 はい。

○内田教育長 それでは質疑もないようですので、議案第14号につきまして採決をいたします。ご異議ございませんか。

○委員一同 はい。

○内田教育長　　はい、異議なしと認めます。ないようでありますので、議案第 14 号については、可決いたしました。

これをもちまして、令和 3 年第 4 回久御山町教育委員会定例会を閉会します。

午前 10 時 30 分　終了

○報告事項

- (1) 令和3年度 久御山町議会定例会3月議会一般質問について
- (2) 令和2年度 久御山中学校進路結果について
- (3) 令和3年度 町内学校施設一覧について
- (4) 令和3年度 儀式的行事等一覧について
- (5) 東京2020オリンピック聖火リレーについて
- (6) 久御山町中央公民館の解体について

- (1) 令和3年度 久御山町議会定例会3月議会一般質問について

○星野学校教育課長

- ・令和3年3月5日(金)・8日(月)の2日間実施
- ・14名中9名の議員が登壇、うち教育委員会関係は5名
- ・代表質問
 - 田口委員 みまきこども園分園の跡地について
 - 戸川議員 不登校について・教科担任制について
 - 巽議員 小・中学校の少人数学級について
- ・一般質問
 - 松本議員 手話言語条例制定後の施策について・小中学校の学習プログラムの充実
いのちの授業について・いのちの授業についての教育長の考え
 - 岩田議員 ICT教育について・GIGAスクール構想の実現に向けて

○寺井委員

- ・駐車場ができた中での危険性はたくさんある。対策を講じていただきたい。

○田井教育次長

- ・教職員の駐車場を確保し、児童が安全にグラウンドを使用できるよう、台数を確保してまいる。

○豊田委員

- ・いのちの授業については、社会教育と絡んでいると思う。幼児教育から手をいれてこそ学校教育が整う。社会教育を充実させるためには中学生くらいから取り組むべき。社会教育課と連携して、良い風穴をあけていただきたい。PTAとも連携して行って欲しい。

○内田教育長

- ・いのちの授業については、色々な取り組みがある。何ができるか模索しながら啓発していく。

○寺井委員

- ・学校の中心はPTAだと思う。PTAが中心となって、子どもを守っていかないといけない。もっと保護者が中心になり、教育委員会が後押しをしてほしい。

○内田教育長

- ・久御山学園として0～15歳と掲げているとおり、0歳から家庭を巻き込んだ教育が大切だと認識してしている。どういう風に関わり合いをしていくか考えていく。

(2) 令和2年度久御山中学校進路結果について（非公開）

(3) 令和3年度町内学校施設一覧

○星野学校教育課長

- ・町内学校施設一覧 提示

(4) 令和3年度儀式的行事等一覧

○小川指導主事

- ・小中学校の運動会は児童生徒の熱中症に対する体調面を考慮し、10月に実施する。
- ・小学校の修学旅行については、広島の予定をしている。
- ・中学校の修学旅行延期が決定しており、行き先については検討中である。

○田口委員

- ・土曜活用はなくなったのか。

○小川指導主事

- ・土曜日は、運動会のみ開催させていただく。

(5) 東京2020オリンピック聖火リレーについて

○高田社会教育課長補佐

- ・令和3年5月26日に本町の聖火リレーが実施される予定。
- ・実施日が延期されたことにより、スタート時間が17時15分から17時47分に変更され、規制時間が変更されている。
- ・インターネットでライブ配信でご覧頂ける。

(6) 久御山町中央公民館の解体について

○高田社会教育課長補佐

- ・解体前の仮設工事として、公民館の周囲に足場を組んで防音シートをはり、中庭側に高さ3mの万能鋼板で囲いをする。
- ・工期は7ヶ月程度を予定している。
- ・工事で発生した廃材等の運搬については、役場南側出入り口を使用してダンプで搬出する。
- ・工事着手に係る各種申請の手続き後、仮囲いや外部足場を組んだ後、建物の外部解体から始める。外装タイルを撤去し、玄関から議会棟に伸びる廊下の撤去にかかる。地盤を支えていた地中梁や基礎を取り除いた後に整地し、仮囲いを撤去して工事が完了となる。
- ・今後変更される可能性がある。